各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部長
（公 印 省 略）
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 15 9 号）が本日公布•施行され，これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）の一部が改正されたので，下記の事項に留意の上，その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

なお，組換え DNA 技術応用作物である食品及びその加工食品に係る表示及 び輸入届出については，「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等 に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成13年3月15日付け食発第 79 号厚生労働省医薬局食品保健部長通知）及び「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 14 年 4 月 1 日付け食発第 0401002 号厚生労働省医薬局食品保健部長通知）も参考にするよう，関係事業者に周知されたい。

## 記

第1 改正の内容
1 省令別表第 7 の上欄に揭げる作物であるアルファルファ及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。以下同じ。） について，次の（1）から（3）までの区分に応じ，それぞれ次の（1） から（3）までに揭げる事項の表示を義務化すること。
（1）分別生産流通管理が行われたことを碓認した組換え DNA 技術応用作物であるアルファルファ又はこれを原材料とする加工食品につ いては，次の（i）又は（ii）の区分に応じ，それぞれ次の（i）又は（ii）
（i）作物であるアルファルファ 当該作物であるアルファルフ アが組換えDNA 技術応用作物である食品である旨
（ii）アルファルファを原材料とする加工食品 当該加工食品の原材料であるアルファルファたる名称及び当該アルファルフ アが組換え DNA 技術応用作物である旨
（2）生産，流通又は加工のいずれかの段階で組換え DNA 技術応用作物及び非組換え DNA 技術応用作物が分別されていない作物である アルファルファ又はこれを原材料とする加工食品については，次の （i）又は（ii）の区分に応じ，それぞれ次の（i）又は（ii）に掲げる事項
（i）作物であるアルファルファ 当該作物であるアルファルフ アについて組換え DNA 技術応用作物である食品及び非組換 え DNA 技術応用作物である食品が分別されていない旨
（ii）アルファルファを原材料とする加工食品 当該加工食品の原材料であるアルファルファたる名称及び当該アルファルフ アについて組換え DNA 技術応用作物及び非組換え DNA 技術応用作物が分別されていない旨
（3）分別生産流通管理が行われたことを確認した非組換え DNA 技術応用作物であるアルファルファを原材料とする加工食品について は，当該加工食品の原材料であるアルファルファたる名称

2 省令別表第7の上欄に掲げる作物であるアルファルファ又はこれを原材料とする加工食品を輸入しようとする者に対し，1の（1）から（3）ま でに掲げる事項の届出を義務化すること。

第2 施行期日
公布日から施行すること。

